

一般財団法人 DAISO 財団
2021 年度 奨学生募集要項

1. 奨学金概要

- (1) 給付月額 : 5 万円 (年額 60 万円)
- (2) 給付対象期間 : 2021 年 4 月～2025 年 3 月(最短修業年限)
- (3) 給付方法 : 初回給付として 2021 年 4 月～6 月の3カ月分を 4 月末までに、
以後3カ月分を 6 月末日、10 月末日、1 月末日までに本人名義の
預貯金口座に振り込みます。
- (4) 返済義務 : 本奨学金は給付型であり、返済義務はありません。

2. 応募資格

以下の各項目にいずれも該当する方

・2021 年 4 月に日本国内の大学に入学する者(4 年制の学部・学科に限る)

※ただし、通信教育課程及び夜間学部を除く

・2021 年 4 月 1 日現在、20 歳以下である

・日本国籍を有している。

・経済的な支援を必要とする。

※なお、日本学生支援機構を含む他の奨学金との併用を認めるものとする。

・向学心に富み、学業優秀であり、品行方正である者

3. 募集概要

- (1) 募集期間 : 2020 年 9 月 15 日～10 月 31 日(予定)
- (2) 募集人数 : 50 名程度

4. 応募方法

- (1) 当財団ホームページ上にて必要情報の入力、申請書類の登録を行ってください。
なお、応募は本人からに限ります。
- (2) 申請には、以下の申請書類が必要となります。
 - ①成績表
 - ②世帯の所得・課税証明書又は非課税証明書の原本
- (3) 申請書類の保存データは、PDF、JPG、PNG の各形式を認めますが、不鮮明で当財団で内容が確認
出来ない場合には、書類不備として不受理となる場合があります。

5. 選考基準

- (1) 申請書の内容に基づいて、選考委員会の選考を経て、理事会で決定いたします。

- (2) 適格者多数の場合は、適格度の高い者から採用します。
- (3) 応募資格に世帯年収制限は設けておりませんが、より経済的な支援を必要とする学生と認められる場合には、適格度が高いと判断いたします。

6. 採用内定

選考結果は給付される方のみ、2020年12月末日(予定)までに通知いたします。

7. 採用者の手続き

- (1) 振込先情報
奨学金の振込先金融機関口座情報(本人名義に限る)を所定の方法により、指定する期日までにお送りください。
- (2) 確認書(誓約事項及び同意事項)
記載事項を確認し、本人及び保護者等が署名のうえ、指定する期日までに所定の方法によりお送りください。
- (3) 在学証明書など
大学入学後、2021年4月末までに在学証明書などを所定の方法によりお送りください。

8. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 直近の成績証明書及び在学証明書を期日までに提出すること
- (2) 下記の場合、所定の方法により当財団へ届け出ること
 - ① 休学するとき
 - ② 復学するとき
 - ③ 大学より停学処分を受けたとき
 - ④ 退学するとき
 - ⑤ 最短修業年限(4年間)で卒業ができないことが確定したとき
 - ⑥ 6年制の学部・学科に属することが明らかになったとき
 - ⑦ 他の大学や学部編入することが決まったとき
 - ⑧ 当財団の奨学金受給を辞退するとき
 - ⑨ 当財団に登録した情報等(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等)に変更があったとき

9. 奨学金の一時停止

以下の場合、奨学金の給付を一時停止します。

- ① 休学したとき
- ② 8.奨学生の義務(1)の提出義務を適切に果たさなかったとき

10. 奨学生の資格喪失

下記の事由に該当したときは、当財団の奨学生としての資格を失うこととなります。

- ① 停学となったとき
 - ② 退学したとき
 - ③ 最短修業年限で卒業できる見込みがなくなったとき
 - ④ 奨学生に採用された後に学部・学科の所属が決定し、6年制の学部・学科に属する事実が判明したとき
 - ⑤ 奨学生より辞退の申し出があったとき
 - ⑥ 奨学金の給付の一時停止後、当財団が奨学生に提示する停止解除の要件を適切に満たさなかったとき
 - ⑦ 正当な理由なく、8. 奨学生の義務(1)の提出義務を継続して果たさなかったとき
 - ⑧ 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
 - ⑨ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
 - ⑩ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- ※ 奨学生の義務を故意に怠り、資格喪失した場合には、奨学金を返還頂きます。

11. 個人情報の取扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用いたしません。

12. その他

- ・当財団の奨学金給付は、大学卒業後の進路等について制約を課すものではありません。
- ・選考の過程で面接する場合があります。